

## 八尾春雄議員：平成 26 年 12 月議会の議事録を掲載します

(議長) それでは、次に、八尾君の発言を許します。 12 番、八尾君！

(八尾議員) 12 番、八尾春雄でございます。

9 月議会では、笹井議員が安倍政権に対する期待感を述べられて、私、反論しといたんですが、今回も山村議員が選挙の結果について述べられましたので、少しでもコメントをしたいと思えます。

消費税の増税はストップしてもらいたい、原発の再稼働はやめてほしい、沖縄の基地を撤去してほしい、集団的自衛権の容認は、我が国を戦争をできる国にするので閣議決定撤回をせよ、いろいろな要望を共産党はいただいております。そのことをきちんと国会に届けて、頑張ってもらいたい。

295 の小選挙区、180 の比例区がありますが、実際の得票と議席がどのようになっておるのか、かなり乖離しておるのではないかと思います。実態を反映しない多数ということになるのではないかと、そのあたりも踏まえて対応をしたいと思います。頑張ります。

それでは、具体的に質問に入ります。4 点でございます。

大きな 1 番目でございます。役場職員の休日出勤・所定外労働等の対応についてでございます。

住民とともに進める多種多様な勤務、町民運動会、かぐや姫まつり、戦没者追悼式、靴下祭り、選挙の投開票等々に対応するため、本来休日である日に出勤を命ずる場合があるが、どのように対応しているのか示してもらいたい。また、所定外労働時間の管理の実態を明らかにしてもらいたい。細かいポイントで、4 点でございます。

1、休日の振りかえで対応する場合と割り増し賃金を負担して出勤を求める場合があるが、基準はどのように設けているのか、実際の比率はどうか、管理者と一般職員とでは扱いが異なるのか。

2、振りかえ休日の取得は 2 カ月以内でなければ失効扱いとしているのは事実か、法的根拠は何か、管理者の責任において、振りかえ休日の日を指定して休ませるのが原則ではないのか、個人任せは許されない。

3、台風接近などで待機を命ずる場合には、手待ち時間としての扱いを怠っているのか、昼の休憩時間の取り扱いはどのようにしているのか。

4、所定外労働時間に関する管理と抑制は、誰が、どのように行っているのかの 4 点でございます。

大きな二つ目でございます。戦没者追悼式の見直しについて。

戦没者追悼式は、不戦の日として継承するのがいいのではないかと。

1、応召による戦死者だけでなく、空襲や栄養失調など、戦争による犠牲者全員を追悼するものにしたいと思います。

2、戦後、日本が戦火を交えることがなかったのは、日本国憲法 9 条の遵守がもたらした結果

であることを表明してもらいたい。

3、新たな戦没者を生まないためには、集団的自衛権の容認はすべきではないと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

大きな3番目でございます。**選挙公報の配布について**でございます。

選挙公報は、公職選挙法170条の規定により、投票日の前々日までに有権者に届けなければならない書類である。今回の衆議院選挙であれば、12月12日、24時までということになる。

1、我が町では、区・自治会に配布の業務を委託しているが、こうした期限付きの重要文書を期限内に配布することについて、受託者にはどのように徹底しているのか。実際には、各班長や配布物係が期限内に配布することについて特段の周知は必要ないのか、区・自治会未加入者への対応はどのように考えたらよいのか。

2、今回の選挙で遺漏なく取り組めたとの確認はしたのか。

3、町長選挙や町会議員選挙においても選挙公報の発行を求める声がある。選挙管理委員会で検討したことはあるのか、その内容はどのようなものか。

大きな4番目でございます。**ごみ袋を無料にすることを求める。**

少なくとも、家族人数を勘案した無料袋を一定数支給してもらいたい。住民は、町指定のごみ袋を使用しなければ回収しないというので、指定ごみ袋を使用している。誰も個別のごみ回収を申し込んでいないのに、町指定のごみ袋を使用すれば個別に申し込みがあったものとみなせるので有料化できるというのは、勝手なこじつけではないのか。

1、旧清掃センターでは、ごみの持ち込みに当たり、みずから分別する資源ごみの持ち込みには費用が発生していなかった。現在は、10キロで50円の料金を徴収されている。クリーンセンターにも、持ち込み者が分別する無料のコーナーの設置をしてもらいたい。

2、年1回はクリーンセンターの運営や、ごみ分別の研修会を大字・丁目単位で開催してほしい。新たに転入してこられた方の協力も得やすくなるし、職員の研修にもなる。住民と職員の接点の確保、全体の奉仕者としての自覚、職員のモチベーション確保、誰のために働くかという意味からも重要ではありませんか。

以上4点質問をいたしますので、御答弁よろしくお願いを申し上げます。

**(議長)** それでは、ただいまの質問に対しまして答弁をお願いします。山村町長！

**(山村町長)** それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、**役場職員の休日出勤・所定外労働等の対応についての御質問**でございます。

4点にわたって御質問いただいております。

地方公務員につきましては、地方公務員法第24条第6項の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めることとされています。

地方自治法第14条第1項の規定により、条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができますので、地方公務員法や同法において準用される労働基準法等に違反しない限りにおいて、条例で定めることとなります。

また、職員の勤務条件を定めるに当たっては、地方公務員法第24条第5項の規定により、国

及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。

こうしたことから、多くの市町村では、地方公務員法や労働基準法等に反しない限りで、国家公務員に適用される一般職の職員の勤務条件、休暇等に関する法律、人事院規則等を踏まえ、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を制定しています。

御質問の役場職員の休日出勤や所定外労働等のいわゆる時間外勤務につきましては、一般的に、土曜日及び日曜日とされている「週休日」に勤務をする場合と、国民の祝日に関する法律に規定する休日に加え、年末、または年始における日で条例で定めた「休日」に勤務する場合とに分けられます。

まず、週休日に勤務を命ずる場合は、週休日の振りかえによる勤務命令、または週休日の時間外勤務命令となります。

週休日の振りかえは、本町の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第3条の規定により、勤務を命ずる必要のある日を起算日として、前4週間、後8週間のうちいずれかの要勤務日と振りかえることができ、週休日の時間外勤務は、給与条例に定められた時間外勤務手当を支給することになりますが、労働基準法等により、時間外勤務に対する割り増し賃金は2割5分以上、休日については3割5分以上の率と定められています。

次に、休日に勤務を命ずる場合は、休日の代休日の指定による勤務命令、または休日勤務手当の支給となります。休日の代休日の指定は、本町の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第10条の規定により、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までとされており、休日勤務手当は、給与条例に定められた勤務1時間につき割り増し賃金を支給することになります。

なお、本町の「一般職の職員の給与に関する条例」第13条の2及び「給料等の支給に関する規則」第5条の4の規定により、管理職手当を支給される者については、同条例第13条の2第2項の規定により、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給しないとされています。

本町職員の時間外勤務の現状につきましては、本年4月から9月までの時間外勤務時間が、33の課及び施設において3,325時間に上っており、一方、振りかえを含む代休日の取得は、延べ273人となっています。

次に、手待ち時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれた就労のため待機している時間を言い、労働基準法第34条第3項に規定され、労働者が使用者の指揮・監督から離れて自由に利用できる時間である休憩と、その扱いを異にするものとされています。

また、行政解釈及び過去の判例においても、手待ち時間は労働時間であるとされています。台風接近などに備えては、職場待機する場合と自宅待機する場合があるかと思われませんが、職場待機の場合は、任命権者の指揮命令下にあることから、待機時間は手待ち時間となり、労働時間に算入することとなります。

一方、自宅待機の場合は、非常事態に備えて直ちに命令に応ぜられるようにしておくことを趣

旨とするもので、任命権者の指揮命令下にあるとは判断されないため、手待ち時間としての扱いはしていません。

なお、昼の休憩時間につきましては、午後0時から午後1時までの1時間であり、その間に勤務することとなった場合は、6時間を超える勤務に対しては、少なくとも45分の休憩時間を与えなくては労働基準法違反となりますので、必ずかわりの休憩時間を与える必要があります。

窓口業務のある課につきましては、課員が休憩時間をずらすなどして休憩時間の確保に努めるようにしています。

最後に、時間外勤務の管理と抑制につきましては、三役及び部局長による経営会議及び課長による課長会議での検討を経て、年度当初に縮減方針と運用を定め、半年が経過した時点で、改めて現状を把握するとともに、年度末にかけて時間外勤務の縮減を呼びかけています。

部課長が、それぞれ課員の労働時間の平準化を図りながら、特定の職員に業務が集中しないよう努めるとともに、時間外勤務の縮減とワークライフ・バランスの推進に努めるよう周知しているところです。

次に、2番目の**戦没者追悼式の見直しについての御質問**でございます。

戦没者追悼式は、戦没者に心から追悼の意を表し、恒久平和を願って、御遺族、議会議員、大字区長・自治会長など多くの方々に御臨席を賜り、挙行いたしております。

御質問の1番目ですが、本年は、去る11月15日に、中央公民館かぐや姫ホールにおいて、「二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、恒久の平和を確立することが我々に課せられた責務であり、このことこそが犠牲となられた方々への償いであり、みたまにお応えすることになると思います。」との思いを追悼の辞として述べさせていただきました。

2番目の、日本国憲法の遵守は、全ての国民が守ることは当然のことであり、平和で豊かな今日があるのは、幾多のとうとい犠牲の上に立ってのことであるということを決して忘れてはならないと考えています。

3番目の「集団的自衛権の容認」についての所見とのことですが、それぞれの考え、立場で賛否両論がありますが、国家の基本である国民の生命・財産、国益、国土を守るという根幹にかかわることから、現政権において政策決定をされたものと判断しております。戦争に突き進むことのないように、私たち国民一人一人が考えなければならない重要なことであると考えます。

3番目の**選挙公報の配布についての御質問**でございます。投票日の前日までに、有権者に届けなければならないというものでございます。

答弁でございます。

選挙公報につきましては、町広報と同様、シルバー人材センターを通じて区・自治会へ配布しており、事前に区長・自治会長宛に選挙公報配布の依頼文の通知をし、あわせて、区・自治会の広報配布担当者宛にも、その旨を通知して周知徹底しております。

また、区・自治会未加入者にも、シルバー人材センターを通じ各戸配布するとともに、区長・自治会長にも配布の協力をお願いして、全世帯に配布できるよう万全を期しております。

なお、今回の衆議院総選挙の選挙公報配布につきましては、急なことであり、区・自治会の各広報配布担当者宛に電話連絡を行い、配布完了の確認を取りつけております。

今後は、何らかの体系化した確認手段を検討し、配布漏れのないよう取り組んでまいります。

次に、町長選挙、または町議会議員選挙における選挙公報の発行についてのお尋ねでございますが、公職選挙法では、町長選挙や町議会議員選挙については、任意で町の条例に規定すれば発行できるとされています。

選挙管理委員会においても協議いただいておりますが、とりわけ町の選挙は、告示から公報の配布期限である選挙期日の2日前までの期間が短く、原稿印刷、仕分け、配布等の日数を考慮すると、かなりの時間的制約があると考えております。

しかしながら、有権者にとって、町長選、または町議選という身近な選挙での候補者を知る一つの手段でもありますので、他町村の導入状況等を踏まえて選挙管理委員会とも協議してまいります。

4番目のごみ袋を無料にすることを求めるという御質問でございます。

答弁でございます。

従前に他の議員の方の同趣旨の御質問にお答えいたしました内容の繰り返しになりますが、地方自治体には一般廃棄物を適正に処理することが求められており、各市町村の義務でもあります。ごみ減量及びリサイクルを推進し、適正な処理を図っていくよう求められております。

ごみ袋有料化の目的は、ごみの排出量の格差による住民の負担を公平にし、ごみの減量化を促進させるための施策としても行っているものであり、また、指定袋にすることで収集時の事故防止にもつながっております。これらのことを住民の皆様に、御理解、御協力をいただいて減量が進みつつあると考えております。

クリーンセンター建設計画の際、町は地元に対して、ごみ減量及びリサイクルに努めることをお約束しております。

一方、ごみの有料化は、先ほども述べさせていただいたように、ごみの減量、リサイクルの推進等を目的として、住民の皆様の御理解により大きな成果を上げていただいているところであります。有料化が始まる前年、平成18年度の1日当たりの1人のごみの排出量は936グラムでしたが、開始初年度で873グラムとなり、順調に減量努力を継続いただいた結果、25年度実績では809グラムまで減量化が進んでおります。

なお、平成24年度実績にはなりますが、奈良県内市町村の平均は914グラムで、広陵町の住民の方々の減量意識の高さと有料化の効果があらわれていると考えております。

今後も、ごみの分別、減量及びリサイクルを推進し、循環型社会の実現に努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、1番目の御質問でございますが、旧施設では家庭ごみについては100キログラムまでは無料で、それを超えると1キログラム当たり3円の有料となっております。

現在は、一般家庭のお持ち込みは、全て1キログラム当たり5円の有料となっております。一般御家庭では、戸別収集及びリサイクルステーションの利用で、持ち込みをされません。特別な

事情のときに持ち込みをされますので、通常処理費以外にかかる経費の一部を御負担いただく趣旨にて、全て有料とさせていただきます。できるだけ、戸別収集とリサイクルステーションを御利用いただけるよう、周知と説明を続け、住民の皆様の御負担が少なくなるよう努めてまいります。

2番目のクリーンセンターの運営やごみ分別の研修に関する御要望は、当然必要と考えております。現在、順次開催しておりますタウンミーティングの際にあわせて、クリーンセンターも複数の職員が出席し、分別等説明を行っております。

今後は、クリーンセンターの現地もごらんいただき、よりわかりやすく詳しい説明と、次期施設への意識を高めていただけるよう進めてまいりたいと考えております。

来年から、小規模ながら研修・説明会を順次開催、実施いたします。また、今後もタウンミーティングにはクリーンセンター職員を参加させ、よりわかりやすく説明を継続いたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**(議長)** それでは、問い1に対しまして、2回目の質問を受けます。12番、八尾君！

**(八尾議員)** 答弁ありがとうございました。それでは、具体的に伺ってまいります。

代休ですね、振りかえ休日の指定は、8週間以内にしなければならないことが定められているので、そのようになっていると、こういう説明でございます。

これは、年給の取得と違いまして、年次有給休暇は労働者本人が権利として行使するものでございますが、振りかえ休日の場合には、例えばここにあるように、土日が休みの人が日曜日出勤の場合には、じゃかわりに金曜日に休んでくれるかということを上司が指定をするわけですね。それが8週間以内に入っていないとだめですよ、こういうなんです。

ところが、仕事が多かったり、いろんな事情で8週間以内に取得ができなかった、指定された日に休めなかったと、こういう場合があるわけです。労働者は、上司に対して、「あらかじめこの日を指定されたんですが、こういう事情で私は消化できないんです」と、「休めないんですけれど」ということで対応がとられているのであれば、まだいいんですけれども、実際には取得できないわけだから、出勤をさせたわけだから、休日に出勤をさせたという処理に変更せざるを得ないんじゃないですか。ということになると、これまだ未精算になっているんだろうと思いますね。この点は、どのようにしておられるのか。もし未精算ということになったら、実際に働いているのに、休日を取得させるのは上司の責任なんです。本人の責任と違うんです、これ。振りかえというやつはね、代休というやつは。いうことですから、その点、どのようにされているのか。一体、何日ぐらいあるのか、それがね。管理しておられるのかどうか、その点、お伺いします。

**(議長)** 川口総務部長！

(川口総務部長) 振りかえのただいまの御質問でございます。

土日の週休日に勤務命令をした場合の振りかえが、規則上、8週間以内ということに規定もしておりますので、その辺、いわゆる上司のほうと勤務命令を出して休まれた職員との間の中で、いろいろと振りかえの日を、そういう職員の意向を斟酌してですね、その辺で振りかえ日を指定

しているというような状況でございます。

それで、基本的には振りかえの部分については、いわゆるイベント等の分について振りかえというような形でさせていただいております。普通の勤務日につきましては、いわゆる時間外で対応というような形にしております。

以上です。

**(議長)** 3回目の質問です。12番、八尾君！

**(八尾議員)** 質問に答えておられないと思いますね。振りかえ休日は、上司が取らさなければいけない休日なのに、それを取らされてないという場合の処理は、休日出勤の扱いで精算処理をする必要があるんじゃないかということを行っているわけです。失効になるということを行っているわけですよ。8週間以内に指定するというのはよろしいですよ、それ決まってるんだから。だけど取れないんでしょって。そういう人が現実におるのに、それを放置して、「取らないのは、あんたの責任よ」というふうになっているのは問題と違いまっかというふうに言っているわけです。

それから、お昼の時間のことについても、ここには休憩時間をずらすなどして休憩時間の確保に努めるようにしていますと。これ努力義務と違いますよ。住民の方が来はったら、いつ何どきでも対応できるように、そこに座とけということだって待機時間ですよ。きのうの選挙開票業務だって、開票業務が終わって大方の職員さん座ってましたね。あれ例えば投票者数と開票数と計算してみたら100票違う。えらいこっちゃ、もう一回調べ直せということがあったらいかんで、そのときのために待機しとけということだから、あれは労働時間に入るんでしょ。入りますね、うなずいておられますからいいですけど。

もう一回尋ねますけれども、指定した日に振りかえ休日の取得ができないということは上司の責任なんだから、ちゃんと金払って精算しないとだめなんと違いますかということについて、もう一回きちんと答えてください。

**(議長)** 川口総務部長！

**(川口総務部長)** おっしゃっているのは、取れないときにどうするかということだと思います。一応、規則上、何度も言うようですけども、8週間以内ということになっておりますので、その辺につきましては、できるだけ取っていただくということで努力をしておるところでございます。その分に精算というのは、今のところは考えていないということです。以上です。

**(議長)** 答弁漏れありますか。12番、八尾君！

**(八尾議員)** 最後のところ聞こえにくい、結語のところちょっと聞こえなかった。もう一度言ってください。結語のところ聞こえにくかったので、もう一度言ってください。

**(議長)** 川口総務部長！

**(川口総務部長)** 先ほども申し上げたとおり、8週間ということで規定もしておりますので、できるだけそこで取っていただくということですので、その部分について、もし取れない場合であっても、それは精算は考えておらないということでございます。

**(議長)** 質問に移ってください。12番、八尾君！

**(八尾議員)** ということは、法律違反をやっておりますということを議会で認められたという重

要な発言でございました。

二つ目に行きたいと思います。

憲法を守るというのは、憲法の中にもちゃんと書いてありますから、そのことを言われたかと思えます。

ことし、私、出席させていただいたんですが、これまで戦没者の方の人数675人が500名台に変わっておりましてね、どうしたのかなということを思いましたので、ちょっとそれはお聞かせ願いたいんですが、ことしの7月1日は、安倍総理大臣が閣議決定をした日でございますけれども、自衛隊が結成されてからちょうど60周年の日でございました。

自衛隊員で勤務中に殉職をされた方は、1,400名を超える方が殉職されているんですが、訓練中、あるいは災害救助中の事故で亡くなられたという方がありますけれども、戦死者はゼロなんです。

この閣議決定が出てから、共産党の本部に自衛隊員の家族の方から電話が入りまして、自分は子供に自衛隊に行けというふうに説得をしたと。そのときに、日本には憲法9条があるから、外国へ行って鉄砲を撃つということはないと、安心して行ったらいい。ライセンスを取って、自分の生活をちゃんと組み立てたらいいということで説得をした経験があって、親の責任上、そういうふうに感ずると。心配で心配で夜も寝れない、こういうようなお話もあるようでございます。

町長は、国の問題ですからと逃げられましたけれども、実際にこの9条が果たしている役割というのは、やっぱりそういうことがあるんじゃないかと。これは、素直に認められたらいいのではないか。そのことがあるから、やっぱり町長としても、あるいは議員としても、この憲法9条を守るようにということを、いろいろなことでメッセージを出されたほうがいいのではないかと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

**(議長)** 答弁。山村町長！

**(山村町長)** 追悼式のことは申し上げて、9条のことにこだわっての御質問でございます。

私も、9条があるから戦争が起こってこなかったというのは、そのとおりだというふうには思います。これからも戦争のない国をつくっていく。それと、国益を守ると。この両方をどう両立させるのか、これからしっかり国のほうにおいても議論をしていただき、国民も意見を申し上げていくべきだというふうにも思います。9条の評価は、私自身はさせていただいておりますので、そのように答弁をさせていただきます。

**(議長)** 12番、八尾君！3回目の質問です。

**(八尾議員)** 初めて明言されましたので、大事な発言だったと思います。このことを受けとめたいと思います。

**選挙公報**のほうに移ります。

選挙公報ですが、実は仮の話、空想の話でこれ書いてるんじゃないかと、前回の県会議員選挙のときに、馬見北のある地区で、金曜日のお昼になっても公報が届かないということで連絡がありました。私どもに問い合わせがありました。「配布している人を間違えたん違いまっか」というて調べてみたら、その地域全部、誰も受け取ってないということがわかりまして、結論から言いま



すと、自治会長さんが、この日までに届くという場所でないところに公報が届いていて、連絡が非常に不十分だったと、こういうことなんですね。

それで、これ委託しているわけですから、委託ということになれば、本来は町が配布すべきなんですよね。町が配布すべきなんだけど、町は責任とりませんよと。「自治会長さん、あんた責任とってくださいますか」と、あなたのやっている自治会には。これが委託というものでしょう。私、責任とりませんよ、そこまで言うているかどうかわかりませんがね。だから、周知しておられるということはわかるんですけども、そういう通常の町の広報とか議会だよりとかとは全然違うんですよ。公職選挙法で定められた、金曜日の夜の24時までに配らなあかんということが決められた重要な文書だから、そのことをちゃんと認識をして、町には責任がないですよと言うか言わんかは別にしても、それぐらいのやっぱりきちんとした話をしとかなないとまずいのではないかと。

現実にはね、えらいこっちゃと、班長さんが「えらいこっちゃ」言わはるねん。それで、「どうしたんですか」言うたら、「いや、あした投票なのにまだ配ってなかった、今、配ってまんねん」言うて、土曜日に配っている例、実際にあるんですけど。だから、会長さんか区長さんのところに、ちゃんと配布したと、全員に配布したということを何らかの形で確認をしていただくと、重要な書類ですということをお願いしたいと思います。

それで、有権者の立場からすると、私らも党としていろんな配布物ありますけれども、同じ条件で見比べながらできるというのは選挙公報しかないの、その点、非常に有益な情報なんだと。だから、それは大事にしたいんだということが声としてもあるので、その点、もう少し改善をしていただきたいと思っております。

それから、委託ということについて、最近、クリーンセンターの事故をめぐる、委託の問題をめぐる、原告の側が委託して町に責任ないと、シルバー人材センターに責任あるやないかと、こういうことで棄却を求めるという対応をとられるということが明らかになりましたけども、訴状には、「実質的に見れば被告シルバー人材センターが、被告広陵町に対して個人を派遣するという労働者派遣契約関係にあったということが出来る」ということで、これも委託に関する争いなんですよ。

それから、先ほど山村議員が給食のことについて、あれこれ「町の責任においてやってください」とか、あるいは松井教育長は県から管理栄養士を受け入れるので、その方に役割を果たしてもらおうとかいうようなことを言われておりますけれども、委託ということに考えると、調理と配送については、今、委託で考えとるということでしょう。その人に全部預けちゃうということでしょうね。だから、町は責任とりませんよと。文部科学省から来ても、県の教育委員会が来ても、調理の現場についていろんな問題を洗うというときには町は責任ありませんと。どうぞ、受託企業に調査をしてくださいと。こういうことを言いますよというのが委託なんです。それは非常に危ないことじゃないですかというふうに思っているわけです。

委託ということについてね、基本的なところですから、民間委託というのは、あちこちの役場でやられていますから、この委託ということについては、そこらあたりの責任の関係というのは

どういふうに理解しておられるのか、根本的なことをちょっと語ってもらえませんか。

(議長) 答弁。川口総務部長！

(川口総務部長) 3点の御質問だと思います。

まず、第1点目のいわゆる配布の部分でございますけども、当然、選挙の前々日までには届かなければならないというのは十分承知しておるところでございます。その辺につきましては、自治会のほうにも十分御説明申し上げて、通知もさせていただいて、今回は電話での対応ということできせていただいたところでございます。

今後につきましては、いろんな制度がございます。例えば、郵便局のほうにお願いして配るといふ方法もあるかというふうにも思いますし、その辺もまた研究してまいりたいというふうに思います。

それと、第2点目の選挙公報、町議員さん、それから町長選挙といった、いわゆる町の選挙での選挙公報につきましては、当然、住民の方、なかなかわかりづらいというところもありますし、候補者を知る一つの手段だというふうにも思いますので、その辺は、上牧町ですか、条例のほうも制定してやられるようでございますので、その辺もちょっとまた研究してまいりたいというふうにも考えております。

それから、委託につきましてはですね、いろんな形での委託というものもあると思いますけども、十分、その辺は契約の中でしっかりと見定めた中で、ちゃんとした契約をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(議長) 答弁漏れはありませんか。 なければ、3回目の質問。12番、八尾君！

(八尾議員) 契約の中ではっきりさせたいというのが、最後の結論でございましたけども、この間は懇談会で申しましたから、きょうは本会議場で申し上げておきます。あらかじめ、それをしかるべき機関に相談をされて、こういう内容で委託をしたいと思うけれども差し支えないかという確認はしていただけるわけですね、そのあたり。

それから、それに反するような行為があった場合には、どうなるのかということだって当然出てくるわけです。例えば、一つの業務を固めて、ある会社に委託をする。ところが、まずいなど、すぐ横に課長さんがおられまして、頼んでいるんだけど、「いやいや、ちょっとそれあきまへんがな」とか言うて関与する場合が勢い出る場合がありますね。これはアウトですね。こういうふうには労働にかみ込んで、委託をする側が受託をしている会社の従業員さんに直接指示・命令をするというのはアウトなんですよ。

だから、委託をする契約書というのは、相当に細かいものにならざるを得ない。だから、よく契約書には善良なる管理者の注意をもって対応しなさいなんていうて、中身を具体的に書かないやつがありますけど、これ全部書いてもらわなあきまへんね。相当に研究してもらわなあきませんけど、大丈夫ですね。

(議長) 川口総務部長！

(川口総務部長) 給食のいわゆる委託については、担当のほうから労働基準局のほうにも足を

運んで、いろいろとお聞きしておるといような状況もお聞きしております。その辺も十分踏まえてですね、ちゃんとした契約の中で、ちゃんとした委託というものを考えていきたいというふうに思っています。以上です。

(議長) 次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) 委託に集中しましたが、うちこは委託をせよといって、そういう立場で言うてるわけではないので、その点だけは明確にしておきたいと思います。

ごみ袋を無料にするということでは、答弁書でしっかり書いていただいて、住民は非常にこれ協力的ですね。あれでしょう、グラム数のところで、平成18年度の広陵町のごみの排出量936グラム、有料化したら873、25年度は809までに下がっちゃった。奈良県の平均は914だと。よっぽどこれ性根入れてやったと思うんですね。

今、クリーンセンターの所長も、うなずいて自信ありげに言うておられますけども、やっぱり町もそれなりに努力したということは私も思います。そのことをやっぱりどういうふうにするのかと。住民は、そういうことも踏まえて、有料でお金払うの嫌だなということと同時に、環境のことについては十分にやっぱり配慮した行動をとる必要があるなという自覚があるからこそ、こういうふうになったわけだから、やっぱりそういう協力をしてもろてるということがあるので、年に1回はやっぱり報告をして、「おかげさんで大分減りましたよ」と。それで、新たに来られた方については、「こういう仕組みになってますんで、よろしく願います」というふうに言うていただいて、そうすると、地域の担当職員にも質問があるだろうし、役場の職員さんのモチベーションとして、自分が担当しているところについて、住民はほとんど理解をしてない状態で仕事をするのと、十分に役場の機能とか役場が考えていることなどもよく認識をして、協力してもろてるなど。やっぱり、いい仕事についたなど、自分もこの仕事をやっぱり今後もきちんとやっていこうやないかということで、モチベーションが高まるのではないかと。そういう意味合いもありまして、そういう具体的な場に設定したほうがいいんじゃないかと。先ほど個別にどういうふうに、御用聞きのように回るのには難しいのではないかと指摘もありましたが、それはそのとおりだと思いますわ。せつかくの機会ですから、そういう機会を捉えて話に行かれたらいいんじゃないかというふうに私も思います。

それで、実は岩出市ですから、これは和歌山だと思うんですが、ここは45リットル入りの袋が450円、30リットルが300円、20リットルが200円、全く広陵町と同じ値段設定をしている自治体がありまして、ただ広陵町と違うのは、3人世帯でいうと年間45リットルは20枚、30リットルは30枚、20リットルは40枚を事前に配布して、それは無料ですと。だから、その枠内でお願いしますということを行った上で、ただし特別な事情で、ようけごみが出る時には買うてくださいやと、こういうやり方をしているんです。実際、ある自治体のやり方なんですよ。

だから、これまで平成18年から今日まで有料化して、住民にこれだけ協力をしてもろて実績も上がっているということをちゃんと評価をして、皆さんに協力していただいたおかげで、こういう実績になってますから、今後は、例えば一部基礎的なところについては、ごみ袋は無料にす

るということだって考えてもいいんじゃないかなあと私は思うんですけどね。人情としてもあると思うんですけど、どうでしょう。

**(議長)** 答弁。松本クリーンセンター所長！

**(松本クリーンセンター所長)** ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

お申し出のように、住民の方々の御努力によりまして、非常に県内でもトップのごみの排出量が少ないというまちになってございます。山間部のほうは、確かにもっと少ない。野迫川などは、日本一のごみの少ないまちになってございます。こちらの例は、多分200グラム台だったと思います。山間部のほうでは、いろんな自分の畑にまいたりもできるという部分がございます、非常に少のうございます。でも、県内の平たん部では広陵町がトップだと。ごみの排出量の少ない、最も少ない町になってございます。このことについても、私の努力が足りなくて十分周知はしてこれておれません。ただ、現在、町のほうで行っておりますタウンミーティングに我々も参加をさせていただいて、我々だけで単独でやりますと非常にお集まりをさせていただきにくいのかなというところもございまして、現在、タウンミーティングで同席をさせていただいて、その時間を利用していただいて、ごみの分別の説明、それから皆さんの御努力によって、平野部では県内で一番ごみの排出量が少ないということも簡単ではございますけれども、御説明のほうをさせていただいてございます。皆さん、その点については御関心をいただいております。

ただ、皆さんの努力が、これにつながっているというところの御説明が不十分かなと思いますので、この点については、もう少し努力をして周知をさせていただく。広陵町の皆さんが非常に御努力をいただいているという部分につきましては、もっとはっきりと御説明、周知のほうを図らせていただく方向で進めたいと考えてございます。

我々としては、ただおっしゃるような有料袋を配るのではなくて、皆様方のこういう減量化を図る、やっぱり有料袋を使うということは、皆様方にとっては無駄ではないんですけど、費用を負担しなければならないというお考えに基づいて、やっぱりこの有料袋をできるだけ減らそうということで御努力をいただいております。

ということは、今まで新聞に包んでいた燃えるごみでも、その新聞は資源のほうに回していただいて、無駄な排出を減らしていただいとすることでございますので、そういう部分で、我々としては今後も住民の皆様方に非常に努力を続けていただくことで、全ての処理の費用が低く抑えられ、また有価資源を販売もできて、それが皆様方に御還元ができるというふうを考えてございます。以上でございます。

**(議長)** 12番、八尾君！3回目です。

**(八尾議員)** 例えば、高田川の掃除をやりますから出てくださいと言うたら、他の市町村と比べても、広陵町、抜群の参加者でしょう。いろいろ組織の仕方も工夫しておられるんじゃないかと思っておりますけども、これは大事なことやということで自覚があるから、そういうふうになっているんですよ。

だから、そういう役場の働いている職員さんの気持ち、町長の気持ちが一般の住民の方にきちんと伝わったところでは、そういう実績の効果が上がるわけですよ。そういう気持ちが伝わらな

い場合は、それは窓口へ文句を言いに行きますわ。「どないしてくれるねん」とか言うて、それはやっぱりやりますやんか。そこは、現実として、実績が上がっていて、住民も協力をしていると。そのことを話をすると、役場職員のモチベーションも高まるんじゃないかと、仕事に対するやる気も高まるんじゃないか。

私が思っているのは、先ほど振りかえ休日のことで申しましたけれども、内部でそういうことが、法律違反が仮にあったとしてもですよ、役場の中でよく論議をすれば、自浄作用というのがやっぱりあると思うんですよ。あっこれはあかんなど、これはどうやろうかということで、上司が、トップが命令しなくたって、現場のところが一番いいやり方はどうなんだろうかということでやるところがあると思うんです。それは時間がたつまで少し待とうと思いますが、先ほどの川口部長のあれは違法発言ですから、しかるべき時期に、しかるべきところに通報することも、私、考えていますけどもね。だけど、そうではない分野だってあるわけですよ。今回のごみの問題にしてもね。

だから、この何年間ですか、7年か8年になりますけれども、その間に具体的な実績が上がっていると、住民が協力しているということを踏まえた、やっぱりそこまで協力してもろてるんだから、それは町も応えようやないかという判断を、そろそろすべきではないのかと。

私、詩吟やっていますけど、高齢者の方がたくさん集まっておられますけど、皆さん、口をそろえて言うように、「公民館を無料で使わせてもろてる」と、「本当にありがたい話や」と。「だから大事に使わなあかん」っていうふうに皆さん口をそろえて言うておられます。ほかでもよく聞く話なんですって。そういう気持ちの伝わった分野には、ちゃんとそれなりの対応をすること、一定の時期にちょっと考えるということぐらい、ちょっと部長言うてくださいよ。

**(議長)** 山村町長！

**(山村町長)** 済みません、趣旨は町民の皆さんに御協力をいただいて、減量していただいております。リサイクルもしっかりやっていますので、資源の保護にも貢献をいただいている広陵町だというふうに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、これからごみ処理施設の更新も控えておりますし、いろんな経費がかかってまいりますので、経常収支比率が、今、94を超えましたので、これをどう捉えるかということも大事です。

皆さんに住民懇談会でお願いしているのは、いろんな情報を町からお出しをして、みんなでこの広陵町をどう進めていくのかということの意見をいただきたいという趣旨でお願いに上がっておりますので、このごみ袋有料化、ただであればそれはいいというもの、もちろんわかるわけですが、広陵町の将来を見据えて、どこに、どれだけの税を投入するのかということ、ここ一点でなしに、全般にわたって議論をお願いしたいという趣旨でございますので、今、クリーンセンターの所長にちょっと考えるという答えを求めていますけれども、全てにわたって議論をお願いしたいということで答弁とさせていただきます

**(議長)** 答弁漏れございませんね。それでは、以上で、12番、八尾君の一般質問は終了いたしました。